

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等での対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)									国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
西条農業革新都市総合特区	950	国有農地における賃貸借での営農利用を許可	国有農地についても一般農地と同様、農業生産法人以外の法人による賃貸借での営農利用を認める。	国有農地における賃貸借での営農利用を許可	農林水産省 農地政策課	農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)による改正前の農地法(旧農地法)第78条等 農地法処理基準(平成12年6月1日・12構改日第404号農林水産事務次官通知)	C	処理基準の改正を本年度中に行う。	-	1 今般の特区内で規制特例事項としてあげられている旧農地法第78条は、平成21年の農地法改正法第1条により削られた上で、同法附則第8条1項により「なお従前の例による」として措置されており、特区法に基づく改正か否かに関わらず、事後に改正することは法原則上不可能であることを御理解頂きたい。 2 しかしながら、貸付の細則を定めた農地法処理基準の改正による運用改善を図ることは可能であるため、試験研究目的で住友化学が農地を利用することができるよう、処理基準を改正する予定としている。 3 なお、上述の通り、当該国有農地の営農目的での長期貸付は困難であるが、県公社や農業生産法人等が当該農地を買い受けることは可能であるため、西条市の農業発展のためにも、幅広く買い受け主体(参入主体)についてご検討頂ければ幸い。 4 また、貸し付け・買い受けを問わず、会計法上、特定の者と随意契約できる場合は、金額が僅少である場合などに限られていることから、西条市が指定する者に随意契約により貸し付け、買い受けさせるためには、別途、会計法の特例を要望する必要があると史料。		c	処理基準の改正は再生実験のための一時的な貸付を可能とするだけであり、その後の企業等による本格的な営農展開が実現できない。したがって、本提案事項の実現など、更なる何らかの対応を求める。 なお、既に過去のものとなっている規定を見直すことができるか否か、という法技術的な論点については、事務局を通じてしかるべき確認をお願いしたい。 当市の事例は、当市の河原津干拓地の再生に限らず、他地域における未貸し付けの国有農地約470ha(国会会議録から抜粋)を活用するためのモデル事例となる可能性を秘めるものである。当市の考え方を下記のとおり整理したので、これを斟酌いただき、どのようにしたら有効活用の促進につながるかという観点から前向きな議論をお願いしたい。 ＜当市の考え方＞ 買受適格者による買い取りについては、塩害や給排水施設の老朽化の問題から多額の改良投資が必要であるため当該干拓地を農地として買い取る者はいない、というのが今日の状況に至っている大きな要因である。したがって、活用の可能性が農業関係者だけに限られている中では農地としての有効活用策を見出すことは不可能である。当市としては、こうした現実を踏まえ、当該干拓地の農地としての活用策は高い技術力や資本金等を有する企業による事業化しかないと考えている。 なお、当市による買い取りについては、相当程度の財政負担が必要であり、多額の改良投資が必要な農地を取得することのリスクが大きいと考えられるため、実施不可と判断している。	農水省の回答はC(代替案提示)であるものの、西条市の目指すところが営農利用であり、試験研究目的の一時的な貸付のみでは、不十分である。 については、農水省に対して、法制度上の理由だけで不可能と回答するのではなく、実際に売却が困難となっている国有農地を政策上どうしていくつもりなのか、という政策的観点からも見解を求めたい。	III	
西条農業革新都市総合特区	951	小水力発電設置の許可手続きの簡素化	農業用水として権利を有する水利のみを利用して実施される小水力発電設備設置に係る認可手続きを簡素化する。	許可手続の簡素化	国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 水利調整室 河川環境課 流水管理室	河川法第23条 河川法第9条 河川法施行令第2条、第20条の2	F	平成24年度検討結論、結論を得次第措置	平成24年度検討結論、結論を得次第措置	＜手続の簡素化等について＞ 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、一定の小水力発電について、水利使用の許可権限を移譲するため、水利使用区分を大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討することとしています。 その他、水利権取得申請について、手続の簡素化・円滑化に向けた対応を行うこととしています。		b	農業水利施設における小水力発電設備の設置促進を図る当市としては、行政刷新会議で小水力発電に関する規制緩和が検討されることは非常に心強く感じている。総合特区に規定されている緩和事項だけでなく、幅広い項目について規制緩和の検討が進むことを期待する。 なお、当市事業計画では平成25年度に発電所設置に係る手続きを予定していることから、「貴省での検討の結果、当市の提案する志河川ダム小水力発電設備設置事業が受けられる具体的な規制緩和内容について、平成24年度中に明示する。」ことを条件としていただけるのであれば、了解事項とした。	国土交通省に対し、西条市が求めている今後のスケジュールや方向性について確認を行う。	II	

内閣府整理 I：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの） II：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
西条農業革新都市総合特区	950	国有農地における賃貸借での営農利用を許可	○ 5/15実施	E	-	-	別紙のとおり	c	<p>○本市としては、国有農地は売却を原則とするという貴省の方針に異議はない。むしろ可及的速やかに実現していただきたいと考えている。また、事業仕分けでの「できるだけ有利な価格で売却すること」の指摘についても全く異議はない。</p> <p>○河原津干拓地については、平成15年3月に競売不売となったことを受けて国有農地となったものであり、9年が経過した現在においても売却の目処は立っていないと認識している。</p> <p>○貴省では、この9年間に現行制度の範囲内で売却に向けたできる限りの努力を行ってきたものと推察しており、事業仕分けで指摘を受けたからといって、現時点で画期的な問題解決策が残されているものではないと思料している。</p> <p>○本市としては、国有財産の有効活用のためには、現行制度の規制緩和を行うことにより問題解決の糸口とすることが有効な手段のひとつと考えることから、本件を提案しているところである。</p> <p>○ご指摘のとおり、試験研究の結果、農地利用の可能性が否定されることもあると考えるが、当該農地は多額の国費を投入して貴省が造成したものであり、農業利用の可能性を最後まで追求することが貴省の責務と考える。</p> <p>○本市としても、平成21年5月に、当時の石破茂農林水産大臣に対して当該農地を約1mかさ上げすることが可能となる新制度の創設を要望するなど、これまで当該農地の再生に向けた方策を本市なりに検討してきた経緯がある。今後も総合特別区域制度の特組みの中で、今回の規制の特例措置も含めた当該農地の再生方法について提案していきたいと考えている。</p> <p>○なお、既に貴省において河原津干拓地の速やかな売却に向けた方策が用意されているのであれば、内容に応じて提案を取り下げる用意がある。これまでの協議の過程では、貴省からそのような前向きな説明はなかったと認識しているが、当該農地の売却について、貴省の現状認識と今後の具体的な対応方針を改めてお伺いしたい。</p> <p>また、本市からの質問に対する回答に関し、以下の2点を確認したい。</p> <p>①農地法等で認められている試験研究の範囲については、農林水産省が制限するものではなく、貸付を受けようとする法人が自らの主たる業務の運営に欠くことができないと判断する範囲との理解でよいか。</p> <p>②試験研究の期間について、農作物栽培の可能性の検証だけでは不十分であり、通常の営農と同等の活動を一定期間継続することが認められているのか疑問との本市の問いに対し、「貴市の想定される数年間の実証実験には特段の支障はない」との回答をいただいた。これは「貴市の想定される実証実験には特段の支障はない」の誤りと理解でよいか。</p>	E	自治体は、本件農地にて試験研究を行い本件農地が営農可能となるのか見極め、農地の所有主体の緩和や農地の再生方法の検討等、営農利用に係る要望の実現に向けた措置について、提案内容及び農水省からの見解について検討(具体化)を行うことが必要。一旦協議は終了するが、検討をした上で、秋以降に農林水産省と改めて協議を行うこと	(試験研究について) I (営農利用について) IV
西条農業革新都市総合特区	951	小水力発電設置の許可手続きの簡素化		F	平成24年度検討結論、結論を得次第措置	平成24年度検討結論、結論を得次第措置	<p><手続の簡素化等について> 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、一定の小水力発電について、水利使用の許可権限を移譲するため、水利使用区分を大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討することとしています。 その他、水利権取得申請について、手続の簡素化・円滑化に向けた対応を行うこととしています。</p>	b	<p>農業水利施設における小水力発電設備の設置促進を図る本市としては、行政刷新会議で小水力発電に関する規制緩和が検討されることは非常に心強く感じている。総合特区に規定されている緩和事項だけでなく、幅広い項目について規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>なお、本市事業計画では平成25年度に発電所設置に係る手続きを予定していることから、「貴省での検討の結果、本市の提案する志河川ダム小水力発電設備設置事業が受けられる具体的な規制緩和内容について、平成24年度中に明示する。」ことを条件としていただけるのであれば、了解事項としたい。</p>	F	国交省は、自治体が要望する規制緩和について、実現に向けて検討することとしており、自治体も了承したことから協議終了。ただし、検討する内容、期限を可能な限り早期に明示することを求める。検討状況について適宜情報提供を行い、仮に自治体の取組みが実施できない恐れがあるなど、自治体が希望する場合は国交省と改めて協議を行うこととする。	I